

難燃性接着剤の型式承認に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

難燃性接着剤の型式承認に関する事項

改正理由

火災試験方法コード（FTP コード）において、「A」級及び「B」級構造の試験体を使用される難燃性接着剤に対し、表面燃焼性試験が要求されている。

また、国土交通省は、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項に基づく防火用材料の型式承認試験基準に難燃性接着剤に関する試験項目を追加し、当該接着剤の型式承認試験のために、表面燃焼性試験を要求している。

このため、FTP コード及び防火用材料の型式承認基準を参考に、本会においても当該難燃性接着剤の型式を承認できるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 難燃性接着剤の定義について規定した。
- (2) 難燃性接着剤の技術要件について規定した。

改正条項

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 1.1.1, 1.2.15, 1.3.14, 1.4.3, 1.10.2